

第20回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 長谷川良光は、令和4年1月25日、午後3時00分、農業委員を足利市役所に召集し、第20回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	桐生さとみ	3	石橋孝雄
4	藤生正浩	5	清水 茂	6	岡村奏一
7	本島一喜	8	柏瀬正雄	9	三田照子
10	星野雅彦	11	森山正和	12	河内義昭
13	長谷川良光	14	赤坂安一	15	遠藤茂太

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 荻原淳志、次長 河内 厚、副主幹 齋藤玲子、主査 杉戸政徳

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は15名全員であります。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、出席を求めておりません。</p> <p>本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第3 議案第1号から議案第6号について</p> <p>議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第4号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について</p> <p>議案第5号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づく足利市農地移動適正化あっせん基準の変更について</p> <p>議案第6号 農地の権利取得における別段面積の見直しについて</p> <p>以上であります。</p>
----	--

議長 ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員15名で定足数に達しておりますので、これより第20回足利市農業委員会総会を開会いたします。

【午後3時02分 開会】

議長 それでは日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の決定について議題といたします。

議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

6番 岡村委員、14番 赤坂委員を指名いたします。ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

副主幹 議案書の1ページをお開き下さい。

農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、ご報告させていただきます。それでは1ページの総括表に基づきましてご報告いたします。

まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が2件、筆数が2筆、面積が1,470㎡となっております。

続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が10件、筆数が12筆、面積が4,640㎡となっております。

合計いたしまして、件数が12件、筆数が14筆、面積が6,110㎡となっております。

また、詳細につきましては、第4条の届出が2ページに、第5条の届出が3ページから5ページに記載されております。

以上報告いたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

【質問なし】

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。

続いて日程第3に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案書の6ページをお開きください。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1月の申請件数は2件でした。

1番、申請地は西場町地内の田、2,861㎡ほか2筆、計6,503㎡で

す。

譲受理由は、新たに就農するために取得するもので、譲渡理由は、高齢のため離農したいというものです。契約内容は所有権移転の売買です。

27ページに調査書があり、各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

2番、申請地は島田町地内の田、647㎡です。譲受理由は、法人の事務所近く耕作に便利なため、譲渡理由は、現在遠方に在住のため離農したいというものです。契約内容は所有権移転の売買です。

28ページに調査書があり、各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

以上、3条許可申請2件です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。本件は、新規就農の案件のため、運営委員会で調査しておりますので、報告を求めます。

15番 遠藤委員。

15番

15番 運営委員長の遠藤です。

新規就農について、運営委員会の実情調査結果を、報告いたします。

今回は、申請人の、農地法第3条の規定による農地の所有権移転の許可申請に伴い、別添資料にもとづき、申請人出席のもと、実情調査を行いました。

調査年月日は、令和4年1月14日、金曜日、午後1時30分から、運営委員5名で調査を行いました。

申請内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

申請人は、佐野市に本社を置き、約1,100筆、80haを超える農地を耕作する農地所有適格法人において、約15年間、役員として農作業と農業経営に携わってきました。このたび、申請地の取得をきっかけに、個人として独立し、この地域で集積を進めたい考えです。今後10年をめどに、規模拡大と地元の若手の雇用により、法人化をめざすとのことでした。

当面、農業用機械は、所属する法人から借り受け、水稻を栽培し、既存法人の販路を利用します。経営面積が、5ha程度に増えた際には、認定農業者の認定を取得し、農業用機械や倉庫など、設備投資を行いたいとのことでした。

申請人は現在、佐野市在住ですが、地域の担い手として信用を得るために、西場町地内に移住したいという話も聴くことができ、営農への強い意欲があることを確認いたしました。

結果として、運営委員会といたしまして、申請人の新規就農及び利用権設定を承認したいと考えています。

以上で、報告を終わります。

議長

続いて、調査班からの報告を求めます。

14番 赤坂委員。

14番

14番 赤坂です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の27ページをご覧ください。

調査年月日は令和4年1月14日、金曜日、午前10時30分から、調査班は遠藤運営委員長を班長といたしまして、小山委員、河内委員、藤生委員、私の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い、申請地3筆の確認を行ったものであります。申請地は田として適正に管理されており、譲受人のこれまでの営農実績と、通作距離などから、申請地のすべてを効率的に利用でき、周辺農地への農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、新規就農者として認められれば、この申請も許可相当であると判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

3番 石橋委員。

3番 石橋です。

新規就農をする申請人の年齢を教えてください。また、新規就農に係る案件については、申請者の年齢も判断基準の一部となると思いますので、どこかに記載していただけないものでしょうか。

議長 事務局お願いします。

副主幹 申請人は58歳です。また、30ページをお開きください。右側が、申請人による営農計画書の内容となっております。石橋委員のご指摘のとおり、農地の取得後、農地として適正に耕作される必要がありますので、この営農計画書の申請人部分に、年齢も記載することでよろしいでしょうか。

議長 この点については、以前、記載を求めていたものを、何らかの理由で削除したと記憶しています。事務局で経過等を調査していただけますか。

副主幹 わかりました。では、経過を調べ、年齢の記載については検討したいと思います。

議長 よろしくお願いします。

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第1号 1番はそのように決定いたしました。

続いて2番を上程いたします。

本件も調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

4番 藤生委員。

4番 藤生です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の28ページをご覧ください。

調査年月日、調査班は1番の案件と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い、申請地1筆の確認を行ったものであります。申請地は畑として適正に管理されておりました。譲受人の自作地については、合計1筆を事前に事務局で確認し、適正に耕作がなされていることの報告を受けましたので、現地確認は省略させていただきました。

申請地は譲受人の事業所に近接しており、現在の花き栽培が適正に行われている状況などからも、周辺農地への農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第1号 2番はそのように決定いたしました。

続いて、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

副主幹 議案書の7ページをお開きください。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1月の申請件数は1件で、内訳は一般住宅でした。議案書の後半にある個別の調査書を見ながらご説明いたします。

では、議案書29ページをお開きください。

1番、申請地は板倉町地内の田、323㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積121.72㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第1種農地です。

調査書は各項目とも適正なものとして判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

以上、5条許可申請1件です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第2号はそのように決定いたしました。

続いて、議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

副主幹

事務局の説明を求めます。

議案書の8ページをお開きください。

議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。今回は令和4年1月31日公告予定分であります。

それでは、議案書の9ページをご覧ください。今回の議案の総括表であります。貸借権設定は21件で、面積が63,859㎡です。所有権移転は3件です。

では、貸借権設定についてですが、詳細が10ページから14ページに記載されておりますのでご覧ください。

なお、1番から10番については、新規就農の案件ですのでご説明いたします。議案書35ページをお開きください。1月14日に開催された運営委員会の資料を掲載しております。申請人は葉鹿町に本社を置く社会福祉法人で、申請地を借り受け、水稻を栽培するものです。申請地は葉鹿町地内の田1,648㎡ほか12筆、計23,904㎡で、契約期間は5年間です。議案書35ページ右側から最終53ページまでに、営農計画書、法人の履歴事項全部証明書、定款、支援計画、収支決算書、地籍図、現地写真、利用権設定の申出書を掲載しております。

(現地写真で補足)

続きまして、所有権移転です。15ページをご覧ください。内容を説明いたします。

1番、申請地は奥戸町地内の田、面積930㎡で、売買価格は10a当たり約11万円です。

続いて2番、申請地は百頭町地内の田、面積3,429㎡ほか3筆、計6,198㎡で、売買価格は10a当たり40万円です。

続いて3番、申請地は高松町地内の田、面積1,153㎡で、売買価格は約30万円です。

いずれも審議の後、承認をいただきましたら、1月31日付けで公告の手続きを行います。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件は先に貸借権設定の1番から10番を上程いたします。

本件は新規就農の案件のため、運営委員会で調査しておりますので、報告を求めます。

15番

15番 遠藤委員。

15番 運営委員長の遠藤です。

新規就農について、運営委員会の実情調査結果を報告いたします。

今回は、申請人からの農地の利用権設定の申出に伴い、別添の申請資料にもとづきまして、申請人出席のもと、実情調査を行いました。

調査年月日は、議案第1号1番の新規就農案件と同様で、申請内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

申請人は、葉鹿町に本社を置く社会福祉法人で、平成元年から、施設入居者の作業メニューの一つに農作業を取り入れ、水稻栽培や野菜作りを行ってきました。平成27年以降は、主食用米の栽培に切り替え、申出地の規模で取り組んでいます。

必要な農業用機械は、施設ですべて所有しており、水稻栽培の経験が豊富な職員が中心となり、米は、法人内の施設で、全量を自家消費しています。

施設入居者7名は、補助的な業務に留(とど)まるものの、農作業が、地域とかわることのできる貴重な機会として、喜びにつながっているとのことでした。

今後も、農作業を通じて、障がい者や社会福祉法人に対する地域理解の醸成につながり、障がい者が、地域で活躍する場を増やしたいとのことでした。ただ、入居者の高齢化や、職員にとって農作業は全体業務の一部であることなどから、規模拡大はできる範囲で行うとのことでした。

なお、月1回、農地周辺のゴミ拾いや草刈りなどをボランティアで実施しているとのことでしたので、環境保全を目的とした地域活動に対して交付金が支払われる事業を案内したところ、活用について考えていきたいとのことでした。

結果として、運営委員会といたしまして、申請人の新規就農及び利用権設定を承認したいと考えています。以上で、報告を終わります。

議長 本件について意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第3号 貸借権設定の1番から10番はそのように決定いたしました。

続いて、貸借権設定の11番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、10番 星野委員の退席を求めます。

【午後3時30分 退席】

議長 本件について意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第3号 貸借権設定の11番はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、退席した星野委員の出席を求めます。

【午後3時31分 出席】

議長 続いて、貸借権設定の12番から21番、及び所有権移転を上程いたします。

本件について意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、貸借権設定の12番から21番、及び所有権移転はそのように決定いたしました。

続いて、議案第4号 農用地利用配分計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

副主幹 議案第4号、農用地利用配分計画（案）に対する意見について、ご説明いたします。

こちらは、農地中間管理事業に伴う賃貸借権の設定なのですが、すでに機構に貸付けてある農地の、耕作者の変更の手続きとなります。17ページから20ページに詳細が掲載してございます。総会では委員の皆様、この配分案について、意見があるかないかをご審議いただくこととなります。意見がなければ、「意見なし」の結果を付して、この配分案を県へ提出し、県が公告をして、認可されれば、3月1日から権利が発生という流れになります。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 本件について意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第4号はそのように決定いたしました。

続いて、議案第5号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づく足利市農地移動適正化あっせん基準の変更についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

副主幹 では、議案書21ページをお開きください。

議案第5号、農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づく、足利市農地移動適正化あっせん基準の変更について、ご説明いたします。

こちらは、12月の全員協議会で詳細を説明したものです。市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、略して市の基本構想では、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転、いわゆる利用権売買を行う際には、この基準を用いることとしています。

基準面積の算定は、国の運用に基づき、2020年農林業センサスで出された足利市総農家の所有する農地面積を、総農家数で割り、1戸当たりの平均面積が105.8aになったため、この平均の数値を超える106aに設定させ

ていただくものです。

購入できるのは、認定農業者、認定新規就農者もしくは中心経営体といった担い手であり、自身の経営農地、プラス、購入する農地の面積を合わせて、106aを超える必要があります。

ただし、ハウス経営のみの方、畜産経営の畜舎などに用いる場合は、この基準面積を適用しません。さらに、当委員会では、基盤強化法の趣旨を重視し、この法律に基づき売買された農地は、農業以外の目的で転用を認めないこととしておりますので、対象とする農地は、農振農用地とさせていただきたいと思えます。

ご承認いただきましたら、県へ基準変更の承認申請を行い、承認されれば、4月1日付けで施行となります。なお、関係機関である三栗谷用水土地改良区、わたらせ川左岸土地改良区、三和土地改良区、JA足利、県安足農業振興事務所、市農政課へ意見照会を行い、いずれも「意見なし」の回答を得たことをご報告いたします。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長 本件について意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は提案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第5号はそのように決定いたしました。

続いて、議案第6号 農地の権利取得における別段面積の見直しについてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

副主幹 では、議案書24ページをお開きください。

議案第6号、農地の権利取得における別段面積の見直しについて、ご説明いたします。

こちら、12月の全員協議会でお諮りしたもので、農地法第3条で農地の権利を取得する場合の、下限となる面積を見直すものです。自身の経営農地プラス、購入する農地の面積を合わせて、下限の面積を超える必要があります。

24ページの表は、農地台帳に登録されている1,000㎡以上の経営農地のある農家を抽出し、区域で分けたものです。

農地法の施行規則に基づき、その区域において、設定した面積に満たない農地を耕作している者の数が、4割以上いるように設定する必要があります。

この方法で算定したところ、市街化区域の転用が進んだ旧市のみ、現行の20aから30aに上昇することとなり、一方で、毛野、小俣、御厨、筑波、梁田地区は、現行の面積が低下することとなりました。低下した理由としては、集積が進むものの、小規模農家が完全に離農しないため、20a未満という小規模農家が増加していることが挙げられます。

ただ、下限をさらに下げると、担い手への集積を阻害することにつながるた

め、低下する地区は現行面積を維持し、旧市のみ30aへ変更することといたします。

今後は、2月上旬に農地法第18条に基づく公告を行い、4月1日からの施行とさせていただきます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

本件について意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件は提案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第6号はそのように決定いたしました。

以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

続いて報告事項 農地法第5条の規定による届出受理の取消願について、及び農地所有適格法人の報告書について、事務局の報告を求めます。

副主幹

では、議案書25ページの、報告事項をご説明いたします。

まずは、農地法第5条の規定による届出受理の取消願について、ご説明いたします。

申請地は福富町地内の田、面積220㎡、施設の概要は一般住宅用地で、届出受理年月日は令和3年11月12日、取消理由は、譲受人変更のため、取消の日付は令和3年12月16日です。

続きまして、農地所有適格法人の報告書について、ご説明いたします。今月は、5法人から報告を受け、記載のとおり法人要件が満たされていることを運営委員会でも確認いたしました。

報告は以上です。

議長

ただいま事務局より報告のあった本件について、ご意見はございませんか。

【意見なし】

議長

それでは、ご了承願います。

なお、議案末尾に農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

また前回の総会において、農業会議に諮問する旨の議決をされた、農地法第5条許可申請につきましては、12月27日に開催された常設審議委員会において、許可相当との答申を得、会長専決にて許可の決定と指令書の交付をしたことをご報告いたします。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第20回足利市農業委員会総会を閉会いたします。

【午後3時55分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年2月25日

足利市農業委員会

6番委員

14番委員